

第23期漁調委だより（第10回）



令和8年7月27日
京都海区漁業調整委員会

《京都海区漁業調整委員会の開催結果》

1 開催期日

令和8年7月14日（火）14:00～15:00

2 開催場所

宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3階研修室

3 審議事項

- (1) 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和8管理年度（R8.4.1～R9.3.31）における知事管理漁獲可能量について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、国からのくろまぐろ（小型魚、大型魚）の追加配分を受けて、各知事管理区分の漁獲可能量を変更するものです。審議の結果、以下のとおり知事に答申することとなりました。

知事管理区分	小型魚（計 58.1t）		大型魚（計 56.3t）	
京都府定置漁業	（内訳）	56.1t	（内訳）	47.1t
京都府漁船漁業等（日本海）		1.0t		3.5t
京都府漁船漁業等（その他海域）		0.0t		4.5t
留保		1.0t		1.2t

- (2) 特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））の漁獲可能量について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、べにずわいがにの令和8管理年度（R8.4.1～R9.3.31）の知事管理漁獲可能量を定めるものです。審議の結果以下のとおり知事に答申することとなりました。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）	京都府べにずわいがに漁業	試行水準（※制度運用を試すための暫定的な水準）

- (3) 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））の制限措置等について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、知事許可漁業の制限措置等について定めるものです。審議の結果、以下のとおり知事に答申することとなりました。

申請すべき期間：令和8年9月15日～令和8年10月15日

許可の有効期間：許可日から5年間

許可又は起業の認可をすべき漁業者等の数	22件
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	京共第1～6号、8号(舞鶴市)、11～12号、14～15号(宮津市)、16号、19号(伊根町)、27号(京丹後市)
漁業時期	公示のとおり(令和8年8月、京都府水産事務所ホームページ上で公表予定)
漁業を営む者の資格	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者

(4) 固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)の制限措置等について(諮問)【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、知事許可漁業の制限措置等について定めるものです。審議の結果、以下のとおり知事に答申することとなりました。

申請すべき期間：令和8年9月1日～令和8年9月30日

許可の有効期間：3年間(令和8年11月1日～令和11年10月31日)

許可又は起業の認可をすべき漁業者等の数	4件
操業区域	公示のとおり(令和8年8月、京都府水産事務所ホームページ上で公表予定)
漁業時期	11月1日から翌年3月20日まで
漁業を営む者の資格	京都府舞鶴市字小橋、字三浜に住所を有する者

4 その他

事務局から、京都府沖合で操業する農林水産大臣許可を受けた大中型まき網漁業者への要望活動の概要について報告。

5 お知らせ

次回委員会は、令和8年8月25日(火)開催予定

京都海区漁業調整委員会事務局(京都府水産事務所内)
〒626-0052 京都府宮津市字小田宿野 1029-3
TEL 0772-22-4438 FAX 0772-22-3289
メール kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp

